

## 2 公共施設状況調査編

# 令和2年度市町村公共施設状況調査

「令和2年度市町村公共施設状況調査」は、総務省からの照会に基づいて、県内全市町村を対象に令和2年度末における公共施設の状況を中心に調査したものであり、本表はこの調査結果の一部を集計したものである。

## 1 調査範囲

市町村が所有し、または管理している公共施設等のうち、原則として普通会計に属するものを対象としているが、一部の事項については、公営企業会計に属するものも含まれる。

(注) 平成15年度の調査から事務の軽減及び簡素化の観点から改正が行われ、全項目の調査を3年に一度の間隔で実施し、間の2年間は縮小調査を実施していたが、平成20年度調査から、全項目調査が廃止された。

(注) 以下の項目は、全調査項目を示したものであるが、縮小調査である平成27年度公共施設状況調査による集計項目については右欄に○印を記した。

## 2 集計項目及び調査時点等

項	目	調査時点及び算式	掲載
国勢調査人口等		令和3年3月31日現在	○
住民基本台帳登録人口	(外国人住民を含む)	令和3年1月1日現在	○
道		令和3年4月1日現在	
	実延長		○
	改良済延長		
	人口1人当たり改良済延長	$(\frac{\text{改良済延長}}{\text{住民基本台帳登録人口}})$	
	舗装済延長		
	人口1人当たり舗装済延長	$(\frac{\text{舗装済延長}}{\text{住民基本台帳登録人口}})$	
	自動車交通不能道比率	$(\frac{\text{自動車交通不能道延長}}{\text{実延長}} \times 100)$	
	面積		○
橋りょう		調査時点：-	
	木橋延長		
	永久橋延長		
	混合橋延長		
	総延長		
	永久橋延長比率	$(\frac{\text{永久橋延長}}{\text{総延長}} \times 100)$	
	永久橋比率	$(\frac{\text{永久橋数}}{\text{総橋数}} \times 100)$	
	人口1人当たり永久橋延長	$(\frac{\text{永久橋延長}}{\text{住民基本台帳登録人口}})$	
	荷重制限橋延長		
	荷重制限橋延長比率	$(\frac{\text{荷重制限橋延長}}{\text{総延長}} \times 100)$	
	荷重制限橋比率	$(\frac{\text{荷重制限橋数}}{\text{総橋数}} \times 100)$	
	交通不能橋延長		

項 目		調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
農 業 施 設	交通不能橋延長比率	$(\frac{\text{交通不能橋延長}}{\text{総延長}} \times 100)$	
	交通不能橋比率	$(\frac{\text{交通不能橋数}}{\text{総橋数}} \times 100)$	
		令和3年3月31日現在	
林 業 施 設	農 道 延 長		
	市 町 村 有 そ の 他		○
都 市 計 画 事 業	耕 地 面 積		
	林 道 延 長		
	市 町 村 有 国 有 そ の 他		○
	林 野 面 積		
公 園	都市計画区域内人口	調査時点：-	
	土地区画整理事業 実施済地区数 実施済面積		
	街 路 事 業 計 画 延 長 実 施 済 延 長 実 施 率	$(\frac{\text{実施済延長}}{\text{計画延長}} \times 100)$	
		令和3年3月31日現在	
	都市公園等面積 (都市計画区域内)		
	市 町 村 立		○
	市 町 村 立 以 外		○
	そ の 他 の 公 園 面 積 (都市計画区域外)		
	市 町 村 立		○
	市 町 村 立 以 外		○
	1人当たり公園面積		

項	目	調査時点及び算式	掲載
公 営 住 宅 等	対都市計画区域内人口	$(\frac{\text{都市公園等面積}}{\text{都市計画区域内人口}})$	
	対住民基本台帳人口	$(\frac{\text{総公園面積}}{\text{住民基本台帳登録人口}})$	○
	公 営 住 宅 等 戸 数	令和3年3月31日現在	○
	非 木 造		
	木 造		
廃 棄 物 処 理 施 設	公 営 住 宅 等 比 率	$(\frac{\text{公営住宅等戸数}}{\text{国調世帯数}} \times 100)$	
し 尿 処 理 施 設	入 居 競 争 率	$(\frac{\text{応募件数}}{\text{公募戸数}})$	
	處 理 計 画 人 口	令和3年3月31日現在	
	處 理 人 口		○
	実 施 率	$(\frac{\text{し尿処理人口}}{\text{処理計画人口}} \times 100)$	
	年 間 総 排 出 量		
	年 間 総 収 集 量		○
	収 集 率	$(\frac{\text{年間総収集量}}{\text{年間総排出量}} \times 100)$	
	年 間 総 処 理 量		
	下 水 道 マ ン ホ ー ル 投 入		
	處 理 施 設 処 理		
	そ の 他		
	自 家 処 理 量		
	下 水 道 放 流		
	し 尿 浄 化 槽 処 理		
	そ の 他		
	衛 生 処 理 率	$(\frac{\text{下水道マンホール投入+処理施設処理+下水道放流+し尿浄化槽) 処理量}}{\text{年間総排出量}} \times 100$	
ご み 処 理 施 設	處 理 計 画 人 口		
	處 理 人 口		○
	実 施 率	$(\frac{\text{ごみ処理人口}}{\text{処理計画人口}} \times 100)$	
	年 間 総 排 出 量		
	年 間 総 収 集 量		○

項	目	調査時点及び算式	掲載
	収 集 率	$(\frac{\text{年間総収集量}}{\text{年間総排出量}} \times 100)$	
	年 間 総 処 理 量		
	焼 却 処 理		
	高 速 堆 肥 化 処 理		
	埋 立 処 理		
	そ の 他		
	自 家 処 理 量		
	焼却及び高速堆肥化処理率	$(\frac{\text{焼却処理量}+\text{高速堆肥化処理量}}{\text{年間総排出量}} \times 100)$	
上 水 道 等		令和3年3月31日現在	
	上水道等給水人口	(上水道+簡易水道+専用水道+飲料水供給施設)	
	上水道等普及率	$(\frac{\text{給水人口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100)$	
下 水 道 等		令和3年3月31日現在	
公 共 下 水 道			
	現在処理区域内人口		○
	現在処理区域面積		○
	公共下水道普及率	$(\frac{\text{公共下水道現在処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100)$	○
	(行政区域内人口)		
農 業 集 落 排 水 施 設			
	現在処理区域内人口		○
	現在処理区域面積		○
林 業 集 落 排 水 施 設			
	現在処理区域内人口		○
	現在処理区域面積		○
簡 易 排 水 施 設			
	現在処理区域内人口		○
	現在処理区域面積		○
小 規 模 集 落 排 水 施 設			
	現在処理区域内人口		○
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	処 理 人 口		○
合 併 処 理 浄 化 槽	処 理 人 口		○
	下 水 道 等 普 及 率	$(\frac{\text{(公共下水+農集排+林集排+簡排+小規模排水)現在処理区域内人口}+\text{(コミプラ+合併浄化槽)処理人口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100)$	○
	(行政区域内人口)		

項 目	目	調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
児 童 福 祉 施 設		令和2年10月1日現在	
保 育 所	市 町 村 立 簡 所 数		○
	定 員		
	市 町 村 立		
	市 町 村 立 以 外		
	入 所 対 象 者 数		
	保 育 所 施 設 充 足 率		
	市 町 村 立	$(\frac{\text{市町村立定員}}{\text{対象者数}} \times 100)$	
	私 立 含 み	$(\frac{\text{定員}}{\text{対象者数}} \times 100)$	
母子生活支援施設	市 町 村 立 簡 所 数		○
幼 稚 園		令和3年5月1日現在	
	定 員		
	市 町 村 立		
	県 立		
	私 立		
	幼 児 人 口	調査時点：-	
	公・私立幼稚園施設充足率	$(\frac{\text{幼稚園定員}}{\text{幼児人口}} \times 100)$	
	公・私立保育所定員	(除乳児) 調査時点：-	
	公・私立幼稚園・保育所定員	幼稚園定員+保育所定員(除乳児)	
	公・私立幼稚園・保育所施設充足率	$(\frac{\text{公・私立幼稚園・保育所定員}}{\text{幼児人口}} \times 100)$	
老 人 福 祉 施 設		令和2年10月1日現在	
養 護 老 人 ホ ー ム	定 員		
	市 町 村 立		
	組 合 立		
	市 町 村 立 簡 所 数		○
	組 合 立 簡 所 数		○
特別養護老人ホーム	定 員		
	市 町 村 立		
	組 合 立		
	市 町 村 立 簡 所 数		○
	組 合 立 簡 所 数		○

項	目	調査時点及び算式	掲載
軽費老人ホーム	市町村立箇所数		○
	組合立箇所数		○
老人デイサービスセンター	箇所数	(市町村立+組合立)	
老人福祉センター	箇所数	(市町村立+組合立)	
老人短期入所施設	箇所数	(市町村立+組合立)	
その他の社会福祉施設		調査時点：-	
老人憩いの家	箇所数	(市町村立+組合立)	
介護老人保健施設	箇所数	(市町村立+組合立)	
保護施設		令和2年10月1日現在	
授産施設	箇所数	(市町村立)	○
更生施設	箇所数	(市町村立)	○
学校施設		調査時点：-	
小学校	学校数	(市町村立+組合立)	
	校舎面積	(市町村立+組合立)	
	児童数	(市町村立+組合立)	
	児童1人当たり校舎面積	$(\frac{\text{校舎面積}}{\text{児童数}})$	
	非木造校舎面積	(市町村立+組合立)	
	非木造校舎面積比率	$(\frac{\text{非木造校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	危険校舎学校数	(市町村立+組合立)	
	危険校舎学校比率	$(\frac{\text{危険校舎学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	危険校舎面積	(市町村立+組合立)	
	危険校舎面積比率	$(\frac{\text{危険校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	校舎不足学校比率	$(\frac{\text{校舎不足学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	校舎不足学校に係る必要面積	(市町村立+組合立)	
	校舎不足面積	(市町村立+組合立)	
	校舎必要面積不足比率	$(\frac{\text{校舎不足面積}}{\text{校舎不足学校に係る必要面積}} \times 100)$	
	屋内運動場設置学校数	(市町村立+組合立)	
	屋内運動場設置学校比率	$(\frac{\text{屋内運動場設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	プール設置学校数	(市町村立+組合立)	
	プール設置学校比率	$(\frac{\text{プール設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	学級数	(市町村立+組合立)	

項 目		調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
中 学 校	1 学級当たり児童数	( $\frac{\text{児童数}}{\text{学級数}}$ )	
	学 校 数	(市町村立+組合立)	
	校 舎 面 積	(市町村立+組合立)	
	生 徒 数	(市町村立+組合立)	
	生徒1人当たり校舎面積	( $\frac{\text{校舎面積}}{\text{生徒数}}$ )	
	非木造校舎面積	(市町村立+組合立)	
	非木造校舎面積比率	( $\frac{\text{非木造校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100$ )	
	危険校舎学校数	(市町村立+組合立)	
	危険校舎学校比率	( $\frac{\text{危険校舎学校数}}{\text{学校数}} \times 100$ )	
	危険校舎面積	(市町村立+組合立)	
	危険校舎面積比率	( $\frac{\text{危険校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100$ )	
	校舎不足学校比率	( $\frac{\text{校舎不足学校数}}{\text{学校数}} \times 100$ )	
	校舎不足学校に係る必要面積	(市町村立+組合立)	
	校舎不足面積	(市町村立+組合立)	
	校舎必要面積不足比率	( $\frac{\text{校舎不足面積}}{\text{校舎不足学校に係る必要面積}} \times 100$ )	
	屋内運動場設置学校数	(市町村立+組合立)	
	屋内運動場設置学校比率	( $\frac{\text{屋内運動場設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100$ )	
	プ ー ル 設 置 学 校 数	(市町村立+組合立)	
	プ ー ル 設 置 学 校 比 率	( $\frac{\text{プール設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100$ )	
	高 等 学 校	学 級 数	(市町村立+組合立)
1 学級当たり生徒数		( $\frac{\text{生徒数}}{\text{学級数}}$ )	
そ の 他 施 設	学 校 数	(市町村立+組合立)	
		令和3年3月31日現在	
	児 童 館 箇 所 数		○
	隣 保 館 箇 所 数		○
	公 会 堂 ・ 市 民 会 館 箇 所 数		○
	公 民 館 箇 所 数		○
図 書 館 箇 所 数		○	



項 目		調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
博 物 館 等	博 物 館		
	総合博物館箇所数		○
	科学博物館箇所数		○
	歴史博物館箇所数		○
	美術博物館箇所数		○
	その他箇所数		○
体 育 施 設	その他の博物館箇所数		
	体育館箇所数		○
	陸上競技場箇所数		○
	野球場箇所数		○
診 療 施 設	プール箇所数		○
	病院箇所数、病床数		○
	市 町 村 立		○
	市 町 村 立 以 外		○
	診療所箇所数、病床数		○
	市 町 村 立		○
保 健 セ ン タ ー	市 町 村 立 以 外		○
	箇 所 数		○
青年の家・自然の家	箇 所 数		○
集 会 施 設	箇 所 数		○
勤労青少年ホーム	箇 所 数		

### 3 集計項目等の概要

#### (1) 国勢調査人口等

「国勢調査人口等」には、令和3年3月31日現在における市町村の区域に係る数値を計上している。

#### (2) 住民基本台帳登録人口

「住民基本台帳登録人口」には、住民基本台帳法に基づいた令和3年1月1日現在における住民基本台帳登録人口(外国人住民を含む)を計上している。

#### (3) 道 路

公共施設状況調査でいう「道路」は、道路法第8条及び第16条の規定により市町村長が認定し、市町村が管理する道路をいう。ただし、道路法第48条の13第1項の「自転車専用道路」、同条第2項の「自転車歩行者専用道路」及び同条第3項の「歩行者専用道路」は含めていない。また、市町村の境界にまたがる橋りょうに係る道路については、道路台帳に基づき、境界により区分している。

ア「実延長」には、道路法第18条第2項の規定による供用開始の公示がなされている道路の延長のうち、上級の道路の路線に重複している部分、渡船施設の部分及び有料道路に係る部分の延長を除き、トンネル、橋りょう(横断歩道橋及び地下横断歩道は除く。)に係る延長を含んだものを計上している。なお、ダブルウェイについては両方の延長・面積を計上している。

イ「面積」には、「実延長」に係る道路の敷地面積(道路法施行規則第4条の2第3項第8号の規定によるもの。)を計上している。

#### (4) 農道延長

「農道延長」には、市町村が管理している農道(不特定多数の農業者が利用し、かつ、農耕用の耕運機等が通行可能な幅員(1.8m)以上の農道とし、特定個人の利用している、いわゆる畦道は除く。)について計上している。市町村が設置した農道であっても、土地改良区、農業協同組合、財産区等、市町村以外の者が管理している農道については含めない。

なお、農道を市町村道として認定しているものについては含めていない。

#### (5) 林道延長

「林道延長」には、林道規定(昭和48年4月1日付け48林野庁第107号林野庁長官通達)第4条に規定する林道について計上している。当該市町村が管理する林道(併用林道を含み、森林鉄道、索道は除く。)を計上し、市町村が設置した林道であっても、国、県、森林開発公社、森林組合等、市町村以外の者が管理している林道は含めない。

なお、林道を市町村道として認定しているものについては含めていない。

#### (6) 公 園

ア「都市公園等(都市計画区域内)」の「市町村立公園」には、「都市公園」(都市公園法第2条第1項の規定により市町村が設置し、管理している都市公園(街区公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等)。したがって、児童福祉法第40条の規定による児童厚生施設である児童遊園は含めない。)及び都市公園法に基づく都市公園以外の公園で、都市計画区域内において市町村等が設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを計上している。

また、令和3年3月31日現在工事が完了し、近く公園として開設予定のものも含めている。

イ「その他の公園(都市計画区域外)」の「市町村立公園」には、「都市公園」及び都市公園法に基づく公園以外の公

園で、都市計画区域外において市町村等が、都市公園法第2条第2項に定める公園施設と同種の施設を設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供している街区公園、運動公園等の公園について計上している。

ウ「市町村立」には、市町村が設置(県、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に県から委託されているものを除く。)している都市公園等について計上している。

エ「市町村立以外」には、国、県及び公団等が設置(市町村、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に市町村から委託されているものを除く。)している都市公園等を計上している。

オ「一人当たり公園面積」には、令和3年1月1日現在の住民基本台帳登録人口に対する、市町村立及び市町村立以外の全ての公園面積の割合を計上している。

## (7) 公営住宅等

次に掲げる公営住宅、改良住宅及び単独住宅について市町村が管理しているものを計上している。したがって、令和3年3月31日現在空家であっても市町村が管理しているものは含めて計上しているが、分譲に係るものは含めていない。

ア 公営住宅……公営住宅法第2条第2号の規定による公営住宅をいう。

イ 改良住宅……住宅地区改良法第2条第6項の規定による改良住宅をいう。

ウ 単独住宅……公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するために建設したものをいう。

## (8) 廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市町村(委託分、許可業者分を含む)が一般廃棄物の処理を実施する区域に係る人口その他の事項について計上している。集計にあたり、し尿浄化槽による処理後の汚泥及びごみの焼却処理後の残灰等をさらに収集処理した分については、対象から外している。

なお、一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して計上している。

ア「処理人口」には、実際に収集を行っている住民基本台帳登録人口を計上している。

イ「年間総収集量」には、収集について、市町村の直営分のみならず、委託方式がとられていれば当該委託分を、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分をそれぞれ含めて計上している。なお、地方公共団体、許可業者、委託業者等以外の者が処理場等に運搬したものについても含めている。

## (9) 給水人口

他の市町村の施設から給水を受けている場合の「給水人口」は、施設を設置せず他の市町村の施設から給水を受けている場合についても、当該市町村に係る給水人口に含めて計上している。

なお、「給水人口」は、令和3年3月31日現在において、住民基本台帳登録人口のうち現に給水をしている人口を計上している。施設の区分は次のとおりである。

ア「簡易水道」とは、水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が101人以上5,000人以下の水道をいう。

イ「飲料水供給施設」とは、上記の「簡易水道」、上水道(水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が5,001人以上の水道。広域簡易水道は上水道に含める。)及び専用水道(寄宿舎、社宅、療養所、団地等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって101人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の一日最大給水量が政令で定める基準を超えるもので、他の水道から水の供給を受けないものをいう。)以外のもので、100人以下を給水人口として居住に必要な水を供給する施設のうち、自己水源によるものをいう。

## (10) 下水道等

ア「公共下水道」とは、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む。)及び下水

道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する特定公共下水道をいい、一部事務組合によるものを含めて計上している。

(ア)「現在処理区域内人口」には、供用を開始しているものについて、公共下水道台帳に記載されている人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、公共下水道台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を計上している。

(ウ)「公共下水道普及率」は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳登録人口に対する現在処理区域内人口の割合を計上している。

イ「農業集落排水施設」とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通達)、汚水処理施設整備交付金交付要綱(平成17年4月22日付け17農振第167号、国都下事第18号、環廃対発第050422003号)、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官通達)、むらづくり総合整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官通達)、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2547)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号)又は農村振興総合整備事業等実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官通達)による「農業集落排水整備事業」のうち市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、農業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、農業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

ウ「林業集落排水施設」とは、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2547)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号)又は里山エリア再生交付金実施要綱(平成18年3月31日付け17林整第1019号農林水産事務官依命通知)による「林業集落排水事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、林業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうち、汚水排水区域の住民基本台帳登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、林業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

エ「簡易排水施設」とは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)による「簡易排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の住民基本台帳登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の面積を計上している。

オ「小規模集合排水処理施設」とは、小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第5号自治事務次官通知)による「小規模集合排水処理施設整備事業」に係る施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、小規模集合排水処理施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登録人口を計上している。

カ「コミュニティ・プラント」とは、地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいう。

(ア)「処理人口」には、水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものに係る令和3年3月31日現在の住民

基本台帳登載人口を計上している。

キ「合併処理浄化槽処理人口」には、住宅施設関係の合併処理浄化槽を利用している令和3年3月31日現在の住民基本台帳登載人口を計上している。

ク「下水道等普及率」は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳登載人口に対する公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設に係る現在処理人口及びコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽に係る処理人口の割合を計上している。

#### (11) 児童福祉施設

ア「市町村立保育所」には、児童福祉法第35条の規定により設置された常設保育所、へき地保育所の箇所数を計上している。従って、季節保育所は含まない。なお、豪雪等により一時閉所している場合には、閉所時期における最も新しい時点において計上している。

イ「市町村立母子生活支援施設」には、児童福祉法第35条の規定により設置された母子生活支援施設(管理・運営を委託しているものを含む)を計上している。

#### (12) 老人福祉施設

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(いずれも管理・運営を委託しているものも含む。)について計上し、老人福祉法によらない施設は含めていない。

なお、一部事務組合立の施設については、関係市町村ごとに最も妥当な方法により按分して小数点第1位まで計上している。

ア「養護老人ホーム」……………環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護するための施設。

イ「特別養護老人ホーム」……………身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護するための施設。

ウ「軽費老人ホーム」……………無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与するための施設。

#### (13) 保護施設

令和2年10月1日現在において、生活保護法第40条の規定により設置された保護施設(管理・運営を委託しているものも含む)について計上している。

ア「授産施設」……………身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長するための施設。

イ「更生施設」……………身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を収容して生活扶助を行うための施設。

#### (14) その他の施設

「市町村立施設」には、管理・運営を委託している施設及び一部事務組合が設置している施設(一部事務組合の事務所所在市町村に計上)を含めている。

ア「児童館」には、児童福祉法第35条の規定により設置された児童館について計上している。

イ「隣保館」には、社会福祉法第2条第3項第11号の規定による集会施設を計上している。

ウ「公会堂・市民会館」には、公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設について計上している。

- エ 「公民館」には、社会教育法第 21 条の規定により設置している公民館について計上している。
- オ 「図書館」には、図書館法第 2 条の規定により設置している図書館(分館を含む。)について計上している。なお、分館とは、条例又は教育委員会規則により本館に所属して設置されたもので、施設整備がその用に供せられ、職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。
- カ 「博物館」には、博物館法第 2 条の規定による博物館及び同法第 29 条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設について、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」、「美術博物館」及び「その他(野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館)」に区分し計上している。
- キ 「体育施設」には、体育館、陸上競技場、野球場及びプール(学校の附属施設は除く。)について計上している。なお、「プール」には、水面に係る面積が 150 ㎡以上のものについて計上し、「プール」の箇所数は、プールごとに1としている。
- ク 「診療施設」には、病院(医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する患者 20 人以上の収容施設を有するものをいい、国民健康保険直営診療施設を含む。)、診療所(医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する患者の収容施設を有しないもの又は患者 19 人以下の収容施設を有するものをいい、へき地診療所、歯科診療所及び国民健康保険直営診療施設を含む。)について、公営企業として管理運営されているものを含め計上している。
- ケ 「保健センター」には、地域保健法第18条第1項又は「市町村保健センターの整備について(昭和53 年4月24日付け衛発第379号厚生省公衆衛生局長通知)」に基づき設置している市町村保健センターについて計上している。
- コ 「青年の家・自然の家」には、社会教育法第 3 条の規定により設置している青年の家、少年自然の家について計上している。
- サ 「集会施設」には、市町村が会館等本来、集会を目的として設置している施設のほか、その他の施設においても一般住民の集会等に供している集会室部分があれば全て計上している。他の調査項目に計上した施設であっても集会室部分があれば計上している。

#### 4 調査対象団体

令和3年3月 31 日現在の市町村を対象として作成している。

長野県対象団体 77	$\left\{ \begin{array}{l} \text{市 } 19 \\ \text{町 } 23 \\ \text{村 } 35 \end{array} \right.$

集計表

区分 市町村	国勢調査人口 (令和2年) (R3.3.31現在)	道 路		林道延長 (m)	公 園		公營住宅等 公営住宅 改築住宅 単独住宅 (戸)	廃棄物処理施設(土木)		廃棄物処理施設(水)		
		実延長 (m)	面積 (㎡)		市町村有 (m)	市町村立 以外 (㎡)		市町村立 以外 (㎡)	市町村立 以外 (㎡)	市町村立 以外 (㎡)	市町村立 以外 (㎡)	処理人口 (人)
長野市	373,251	4,393,834	20,606,882	727,531	321,005	3,099,895	98,965	95,456	13,688	19,111	372,080	113,866
松本市	241,337	2,326,215	12,030,305	132,903	275,519	2,823,202	906,000	169,781	1,636	4,391	238,244	87,292
上田市	154,155	1,837,292	9,616,369	288,700	238,200	2,059,438		263,632	10,363	9,699	155,223	43,112
岡谷市	47,820	382,306	1,900,974	6,171	57,361	628,674			758	660	48,572	12,012
飯田市	98,206	1,705,444	7,381,696	29,822	162,408	826,744	138,000	2,000	7,126	6,756	100,008	21,585
諏訪市	48,774	547,283	2,497,204	36,357	62,229	715,991			146	1,790	48,786	16,510
須坂市	49,583	764,675	3,538,429	16,208	84,308	524,208			3,774	4,229	50,292	12,974
小諸市	41,008	951,587	3,932,337		6,729	730,000			1,090	12,269	41,821	9,788
伊那市	66,111	1,941,803	8,779,510	86,663	226,887	535,240	19,891	7,256	6,863	6,125	66,863	15,774
駒ヶ根市	32,218	648,427	3,189,774	645	49,861	631,081		106,529	2,765	2,587	32,308	6,428
中野市	42,361	862,146	3,827,361	27,433	24,224	417,954		37,139	4,581	3,425	43,772	10,915
大野市	26,069	822,276	3,806,056	14,180	125,357	369,744	2,328,000	15,315	601	6,536	26,630	5,613
飯山市	19,547	764,157	3,689,200	370,859	32,697	296,675		85,277	954	1,042	20,214	5,965
茅野市	56,500	1,797,443	7,935,036	18,664	856,723				160	2,768	55,058	17,814
塩尻市	67,302	889,007	4,302,510	40,500	83,094	468,447	510,000	54,501	1,762	1,624	66,443	19,139
佐久市	98,300	1,969,855	10,454,172	34,831	235,491	1,041,219		5,000	4,964	10,511	98,559	23,447
千曲市	58,900	783,168	3,409,265	41,380	80,002	690,255		8,370	1,939	7,042	60,013	13,038
東御市	30,154	665,836	3,221,053	60,740	8,445	336,174			276	2,224	29,882	6,751
安曇野市	94,278	1,687,872	8,759,071	65,515	123,480	828,889	1,496,721		362	6,429	96,903	26,089
計	1,645,874	25,740,626	122,877,404	1,980,168	2,215,961	17,680,553	5,495,577	850,256	85,904	108,556	1,651,671	488,112
小海町	4,357	307,412	2,157,067	81,030	58,055				67	1,586	4,468	1,168
佐久穂町	10,217	738,306	2,822,188		133,530	162,303			111	1,453	10,756	2,199
川上村	4,350	946,263	2,263,402	3,078	20,430			52,772	77	946	3,926	541
南牧村	3,272	416,459	2,987,229	34,725				60,042	70	36	1,525	386
南相木村	966	224,120	1,775,714	3,628	53,241				82	43	996	197
北相木村	753	232,668	1,802,800	25,751	51,532				82	92	406	123
軽井沢町	19,197	415,251	1,891,079	51,143	12,146	1,300,500			245	4,638	20,963	9,808
御代田町	15,563	223,630	1,185,972	52,765	23,574	129,499			161	705	15,871	3,033
立科町	6,617	321,661	1,724,441	2,598	21,873				91	501	7,002	1,937
計	65,292	3,825,770	18,609,892	219,993	409,106	1,592,302		112,814	986	8,582	67,892	19,392
上長和町	5,606	307,754	1,904,325	90,161	96,475			96,071	185	290	1,555	5,870
青木村	4,124	168,377	753,002	54,114	22,938			400,768	98	282	650	849
計	9,730	476,131	2,657,327	144,275	119,413			496,839	283	572	2,205	2,419

集計表

区分 市町村	国勢調査人口 (令和2年) (R3.3.31) 現在	住民基本 台帳人口 (R3.1.1) 現在	道 路		農道延長 (m)	林道延長 (m)	公 園			公営住宅 公営住宅 優良住宅 単独住宅 (戸)	廃棄物処理施設(屎)		廃棄物処理施設(ごみ)	
			実延長 (m)	面 積 (㎡)			市町村 市町村立 以外 (㎡)	その他の公園面積 (都市計画区域外) 市町村立 以外 (㎡)	一人当たり 公園面積 対住民基本 台帳人口 (㎡)		処理人口 (人)	年 間 総収集量 (t)	処理人口 (人)	年 間 総収集量 (t)
諏訪														
下諏訪町	19,171	19,559	216,244	951,762		30,156	621,896		31.8	3	347	229	19,477	5,489
富士見町	14,108	14,392	909,517	4,088,545	7,267	37,094	470,137		32.7	107	1,136	1,754	14,338	3,533
原村	7,684	8,036	451,190	2,796,331		6,689				21	508	1,469	8,038	1,568
計	40,963	41,987	1,576,951	7,836,638	7,267	73,939	1,092,033		26.0	131	1,991	3,452	41,853	10,590
上														
辰野町	18,362	19,144	484,425	2,306,720		101,778	375,555	510,000	46.3	191	1,116	1,334	19,035	4,319
箕輪町	24,819	24,819	411,069	1,726,193	27,550	46,077	113,200		4.6	103	2,284	3,093	24,724	4,384
飯島町	9,007	9,318	343,673	2,300,028	42,793	88,000			9.4	159	970	1,171	9,326	1,736
伊														
南箕輪村	15,817	15,754	283,306	1,228,419	5,702	52,022	512,600		33.4	21	155	1,156	15,753	2,909
中川村	4,649	4,818	236,021	1,066,317	49,791	52,126	512,600		106.4	131	426	466	4,795	824
宮田村	8,570	8,980	190,177	1,373,837	16,568	16,568	92,900		10.3	112	151	316	8,948	1,598
計	81,586	82,833	1,948,671	10,001,514	77,341	265,044	1,708,187	510,000	26.8	717	5,102	7,536	82,581	15,770
下														
松川町	12,539	12,975	386,778	2,121,597	8,834	36,948	122,000		9.4		2,105	1,471	12,975	2,480
高森町	12,814	12,987	317,765	2,099,098	14,027	14,244	113,526		8.7	38	607	703	12,949	2,242
阿南町	4,302	4,398	313,202	2,136,716	33,643	61,178	468,384		106.5	215	415	317	4,386	594
阿智村	6,071	6,233	293,375	1,812,596	6,829	74,653	103,167		16.6	198	315	2,638	6,157	1,807
伊														
平谷村	389	394	31,033	209,785	4,274	25,005				37	11	392	401	39
根羽村	853	873	95,958	541,187	1,775	76,022				64	58	89	876	205
下條村	3,545	3,690	190,905	779,169	15,606	18,287				183	121	175	3,649	389
売木村	549	517	52,225	350,351	12,381	24,571			25.2	60	31	85	521	96
天龍村	1,175	1,204	131,400	791,819	8,904	73,322	537,992		1,040.6	55	173	207	1,215	234
泰阜村	1,542	1,586	170,427	976,626	41,829	22,534				133	398	324	1,553	187
喬木村	5,977	6,247	183,740	924,542	12,791	12,791			122,832	27	124	257	6,173	1,045
豊丘村	6,430	6,708	366,055	1,328,473	30,185	13,640			114,053	50	67	168	6,708	1,185
大鹿村	1,021	977	124,943	817,548	20,558	87,115			133,640	71	419	379	963	170
計	57,207	58,789	2,657,806	14,889,507	168,460	556,855	235,526	537,992	1,021,138	1,131	4,844	7,205	58,526	10,673
上														
上松町	4,123	4,276	124,515	590,763	26,219	45,153	19,686		4.6	133	1,167	1,097	4,207	796
南木曾町	3,917	4,013	164,524	684,070	46,453	32,461				183	713	695	3,992	1,121
木曾町	10,583	10,628	499,422	2,542,785	73,559	134,274	24,856		3.2	368	1,342	1,609	10,517	2,814
木祖村	2,694	2,771	117,400	919,587	10,986	43,986				86	269	278	2,812	428
王滝村	716	732	160,917	1,689,254	7,558	40,364				63	44	134	713	166
大桑村	3,439	3,569	108,534	517,571	25,220	55,251				106	347	362	3,544	852
計	25,472	25,989	1,175,312	6,944,030	189,995	351,489	44,542		6.2	939	3,882	4,175	25,785	6,177
松														
麻績村	2,595	2,668	276,536	1,237,409		9,514			12.4	72	335	268	2,668	540
生坂村	1,640	1,724	220,911	614,574	9,142	16,320				65	272	150	1,724	502
山形村	8,404	8,663	167,513	773,425	19,733	19,733			8.4		48	243	8,624	2,438
朝日村	4,282	4,478	132,070	815,731	3,489	38,386				28	64	108	4,449	990
筑北村	4,150	4,328	311,954	1,509,417	44,890	81,396				103	265	376	4,309	1,078
計	21,071	21,861	1,108,984	4,950,556	57,521	165,349			5.3	268	984	1,145	21,774	5,548



集計表

区分	世帯調査人口 (令和2年) (R3.3.31現在)	住民基本 台帳人口 (R3.4.1現在)	道 路		農道延長		林道延長		公 園				廃棄物処理施設(床)		廃棄物処理施設(ゴミ)		
			延長	面積	市町村有	市町村有	市町村立以外	市町村立以外	市町村立以外	市町村立以外	市町村立以外	市町村立以外	市町村立以外	市町村立以外	市町村立以外	市町村立以外	市町村立以外
池田町	9,388	9,690	301,386	1,302,465	16,019	8,067	244,449					25.2	62	690	495	9,764	3,011
北松川村	9,611	9,705	215,762	1,211,149	3,662	17,697	256,137	202,000				47.2	133	608	562	9,670	2,673
安白馬村	8,585	8,655	315,429	1,480,112	48,627	25,141	59,009					6.8	30	937	1,092	8,655	3,130
豊小谷村	2,645	2,769	277,354	1,064,522	16,420	109,071							95	471	527	2,731	870
計	30,229	30,819	1,109,931	5,058,248	84,728	159,976	559,595	202,000				24.7	320	2,706	2,676	30,820	9,684
坂城町	14,020	14,679	263,564	1,200,094	13,325	31,841	298,318		11,759			21.1	219	2,978	3,974	14,564	4,658
小布施町	10,661	11,029	184,936	907,330	1,742		289,972					26.3	55	150	389	10,941	2,924
高山村	6,626	6,857	299,593	1,601,972	5,370	52,341			101,164			14.8	38	309	370	6,801	1,108
信濃町	7,745	8,100	307,435	3,099,463	12,395	34,602	27,453					3.4	47	1,416	1,982	8,011	486
飯綱町	10,300	10,854	497,713	3,306,511	18,021	1,314							52	916	799	10,778	2,328
小川村	2,225	2,390	381,566	2,428,755	33,661	18,540							116	64	415	2,365	434
計	51,577	53,909	1,934,807	12,544,125	84,514	138,638	615,743		112,923			13.5	527	5,833	7,929	53,460	11,938
山ノ内町	11,363	11,958	202,191	944,960	93,563	113,372	114,542					9.6	68	989	1,232	11,960	4,135
木島平村	4,374	4,579	198,201	1,225,097		45,705		230,000				50.2	23	328	287	4,257	947
野沢温泉村	3,278	3,517	243,448	1,069,555	5,366	18,271	262,813					74.7	66	26	45	3,473	1,031
信栄村	1,667	1,746	353,192	2,483,647	6,633	77,671			125,151			11.7	79	225	348	1,720	525
計	20,682	21,800	997,032	5,723,259	105,562	255,019	377,355		355,151			33.6	236	1,568	1,912	21,410	6,638
町村計	403,809	416,155	16,811,395	89,215,296	1,139,656	2,494,828	6,225,283	739,992	2,840,064	13,988		23.6	5,538	36,064	58,088	414,294	98,829
県計	2,049,683	2,072,219	42,552,021	212,092,700	3,119,824	4,710,789	23,905,836	6,235,569	3,690,320	13,988		16.3	22,098	121,968	166,644	2,065,965	566,941
市平均	86,625	87,161	1,354,770	6,467,232	104,219	116,630	930,555	289,241	44,750			0.8	872	4,521	5,713	86,930	24,637
町村平均	6,962	7,175	289,852	1,538,195	19,649	43,014	107,332	12,738	48,967	241		0.4	95	622	1,002	7,143	1,704
県平均	26,619	26,912	552,624	2,754,451	40,517	61,179	310,465	80,981	47,926	182		0.2	287	1,584	2,164	26,831	7,363

集計表

区分 市 町 村	給水人口		人口		下水道等						小規模排水		合併処理 浄化槽		普及率 (%) (行政区域 内人口)		
	簡易水道 市町村管 (人)	飲料水 供給施設 市町村管 (人)	行政区域内人口 (住居人口) (人)	普及率 (%) (行政区域 内人口)	公共下水道		農業集排水施設		雑業集排水施設		簡易排水施設		現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 (人)		コミュニティ プラント 処理人口 (人)	処理人口 (人)
					現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 (人)					
長野市			374,038	93.7	94,185,250	6,816	6,826,000					98	8,120	97.7			
松本市			237,970	96.9	59,960,000	689	200,000					10	7,031	100.2			
上田市			155,595	80.0	43,252,300	24,955	11,832,000					44	3,726	98.4			
岡谷市			48,825	99.1	14,546,000									99.1			
飯田市	1,561		99,539	82.8	27,605,000	5,620	1,880,000					72	7,973	96.6			
諏訪市	190		49,193	98.4	16,160,000								508	99.5			
須坂市	127	48	50,340	97.8	15,439,000	954	620,000						1,017	101.7			
小諸市	749		41,988	67.6	11,256,000	7,105	3,414,000						7,089	101.4			
伊那市	3,556		67,084	71.8	19,610,000	11,219	5,290,000			60	10,000		5,060	96.2			
駒ヶ根市			32,418	59.1	9,200,000	11,176	4,000,000						2,642	101.7			
中野市			43,969	68.7	10,230,000	11,614	7,190,000						1,905	99.5			
大町市	1,604		26,872	70.8	11,420,000	809	570,000					50	5,290	93.7			
飯山市	182		20,332	81.1	9,864,600	3,415	2,680,000						352	99.6			
茅野市			55,332	96.7	26,021,000	53,491							1,695	99.7			
塩尻市			66,730	90.2	17,520,000	60,192	2,910,000					34	406	99.4			
佐久市		22	98,661	76.6	26,146,000	5,278	2,640,000					47	15,605	98.0			
千曲市			60,097	92.2	20,632,700	4,477	3,480,000						131	99.9			
東御市			29,929	70.0	10,370,000	5,994	2,250,000						484	98.1			
安曇野市		37	97,152	88.8	31,060,000	2,781	910,000						4,752	96.6			
計	7,969	107	1,656,064	87.4	474,477,850	108,628	56,192,000			60	10,000	355	75,248	98.6			
小海町	93		4,503	75.8	1,847,000								1,027	98.6			
佐久穂町	788	187	10,756	84.5	3,562,000	827	340,000						769	99.3			
川上村	3,880		3,947	46.0	650,000	1,986	1,210,000						731	114.9			
南牧村	3,181		3,162	21.9	457,000	286	360,000						60	100.1			
南相木村	996		996										953	95.7			
北相木村	703		719										611	85.0			
軽井沢町			20,922	47.6	6,415,800	654	500,000						6,248	80.6			
御代田町			15,880	90.9	7,705,600	476	170,000						1,376	102.6			
立科町	462		7,063	46.3	1,511,000	3,080	1,770,000						198	97.5			
計	10,103	187	67,948	62.8	22,148,400	7,309	4,350,000						258	94.8			
長和町			5,887	88.1	3,110,000					56	30,000		423	96.2			
青木村	4,323		4,333	91.9	1,500,000								254	97.7			
計	4,323		10,220	89.7	4,610,000					56	30,000		677	96.8			





集計表

区 分	児童福祉施設		老人福祉施設				保護施設	
	保育所 箇所数	母子 生活支援 施設 箇所数	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		授産施設 市町村立 箇所数	更生施設 市町村立 箇所数
			市町村立 箇所数	組合立 箇所数	市町村立 箇所数	組合立 箇所数		
市								
町								
村								
長野市	32	1		1.2			3.7	
松本市	43	1	1	0.5			5.4	
上田市	30	1						
岡谷市	13							
飯田市	16				3			
諏訪市	13							
須坂市	10			0.2			0.6	
小諸市	7						0.3	
伊那市	19							
駒ヶ根市	8							
中野市	12			0.9			2.4	
大町市	8			0.5				
飯山市	9			0.5			1.2	
茅野市	16		1		1			
塩尻市	15			0.2			2.0	
佐久市	15			0.5	3		0.5	
千曲市	12			0.2			0.7	
東御市	5			0.1				
安曇野市	18			0.2			0.3	
計	301	3	2	5.0	7		17.1	
佐								
久								
小								
海								
町	1						0.1	
佐								
久	3						0.2	
町								
川	1						0.1	
上								
村	2						0.1	
南								
牧	1						0.1	
村								
南								
相	1						0.1	
木								
村	1						0.1	
北								
相								
木	4			0.2			0.2	
沢								
町	2			0.1			0.2	
御								
代	2							
田								
町	1			0.1			0.1	
立								
科	16			0.4			1.2	
町								
計	2							
上								
和	2							
町								
長								
和	1							
町								
青								
木	3							
村								
計								

集計表

市町村	区分	児童福祉施設		老人福祉施設				保護施設			
		保育所 箇所数	母子生活支援施設 箇所数	養護老人ホーム 市町村立 箇所数	養護老人ホーム 組合立 箇所数	特別養護老人ホーム 市町村立 箇所数	特別養護老人ホーム 組合立 箇所数	障害老人ホーム 市町村立 箇所数	障害老人ホーム 組合立 箇所数	授産施設 市町村立 箇所数	授産施設 市町村立 箇所数
諏訪	下諏訪町	3				1					
	富士見町	5									
上伊那	原村	1				1					
	計	9									
伊那	辰野町	6									
	箕輪町	8									
下伊那	飯島町	3									
	南箕輪村	5									
松	中川村	2									
	宮田村	2									
下伊那	計	26									
	松川町	5				1					
伊那	高森町	4				1					
	阿南町	3				2					
上伊那	阿智村	6				1					
	平谷村	1									
下伊那	根羽村	1									
	下條村	1									
那	壳木村	1									
	天龍村	1				1					
木曾	泰阜村	1				1					
	喬木村	3				1					
松	豊丘村	3									
	大鹿村	1									
木曾	計	31				8					
	上松町	1				0.2					
松	南木曾町	3				0.1					
	木曾町	4				0.4					
松	木祖村	1				0.1					
	王滝村	1				0.1					
松	大桑村	1				0.1					
	計	11				1.0					
松	麻績村	1									
	生坂村	1									

集計表

区分 市町村	児童福祉施設		老人福祉施設				施設		保護施設	
	保育所 箇所数	母子 生活支援 施設 箇所数	養護老人ホーム 市町村立 箇所数	特別養護老人ホーム 市町村立 箇所数	組合立 箇所数	組合立 箇所数	組合立 箇所数	組合立 箇所数	授産施設 市町村立 箇所数	更生施設 市町村立 箇所数
本										
山形村	1				0.1			0.3		
朝日村	1							0.2		
筑北村	2							0.2		
計	6				0.1			1.1		
北										
池田町					0.1					
松川村					0.2					
安										
白鷺村	1				0.1					
豊										
小谷村					0.1					
計	1				0.5					
長										
坂城町	3				0.1			0.2		
小布施町	2				0.1			0.2		
高山村	1							0.1		
信										
濃町	4				0.1			0.2		
野										
飯綱町	3				0.1			0.2		
小川村	1							0.1		
計	14				0.4			1.0		
北										
山ノ内町	5				0.3			0.8		
信										
木島平村	1				0.1			0.3		
野										
沢温泉村					0.1			0.2		
信										
栄村	2				0.1			0.1		
計	8				0.6			1.4		
町										
村計	125		1	9	3.0			5.9	1	
県										
計	426	3	3	16	8.0			23.0	1	
平										
市平均	15.8	0.2	0.10	0.40	0.30			0.90		
町										
村平均	2.2		0.02	0.20	0.10			0.10	0.02	
均										
県平均	5.5			0.20	0.10			0.30	0.01	





集計表

区分 市町村	その他の市町村立施設															青年の家 自然の家 箇所数	健康 センター 箇所数	集会施設 箇所数													
	体育施設					療 養					施 設																				
	児童館 箇所数	公会堂 市民会館 箇所数	公民館 箇所数	図書館 箇所数	総合 博物館 箇所数	科学 博物館 箇所数	歴史 博物館 箇所数	美術館 箇所数	その他 箇所数	体育館 箇所数	競技場 箇所数	陸上 野球場 箇所数	フール 箇所数	病 院 床 数	病 床 数				病 床 数	病 床 数	計	市町 村立 以外	市町 村立	計	市町 村立 以外	市町 村立	計	市町 村立 以外	市町 村立	計	
																															箇所数
上	辰野町			2	2			1	3	1	2	4	1	100	2	1	3	100	2	1	3	100	2	1	3	100	2	1	3	1	225
	箕輪町		2	1	1		1	3	3		4																			2	
	飯島町		1	4	1			4	4			2																		87	
伊	南箕輪村		1	3	1				1	1	1	1		85																	
	中川村		1	1	1			2	2		1																			86	
那	富田村	1	1		1			2	2		3																			21	
	計	1	6	11	7		1	15	15	2	12	7	2	349	4	45	49	349	4	45	49	349	4	45	49	349	4	45	49	421	
	松川町	3			9			3	3		2	1										1	1							5	
	高森町				16			1	1		1																			47	
	阿南町		1	5	1			1	1		3			85				85												25	
下	阿智村		1	7	1			2	2		1																			21	
	平谷村				1																									15	
	根羽村		1		1			1	1		1	1																		26	
伊	下條村	1	1		1			3	3																					62	
	売木村				6																	1	1							30	
	天龍村							1	1													1	1							44	
	泰阜村							1	1													1	1							15	
那	喬木村				1			2	2																					5	
	豊丘村				8			1	1																					5	
	大鹿村				3																	3								13	
	計	4	4	56	9		1	16	16	8	2	2	1	85	10	3	13	85	10	3	13	85	10	3	13	85	10	3	13	308	
	上松町				1			1	1		1	1																		30	
	南木曾町				8			1	1		1	1																		27	
木	木曾町		3	49	1			3	3	1	3	1		199	2	11	13	199	2	11	13	199	2	11	13	199	2	11	116		
	木祖村				6			1	1																					18	
曾	王滝村				7			1	1		1	1																			
	大桑村				15			1	1																					40	
	計		3	86	1		1	8	8	2	6	2	1	199	3	13	16	199	3	13	16	199	3	13	16	199	3	13	231		
松	麻績村				2			2	2		2																				
	生坂村	1			1			2	2	1	1	1			1	1	2		1	1	2									13	
	山形村	1			1			2	2	1	1	1																		17	
本	朝日村				1			1	1		1	1																			
	筑北村	1			3			3	3		3	3			1	3	4		1	3	4									88	
	計	3	1	8	3		1	10	10	8	2	2			2	4	6		2	4	6									118	

# 集計表

区分 市町村	その他の市町村立施設																青年の家 自然の家 箇所数	健康 センター 箇所数	集会施設 箇所数													
	児童館				公民館				図書館				保健センター																			
	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数																
北 安 曇	池田町	2	1	33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33														
	松川村			17	1														96													
	白馬村		1		1														19													
	小谷村			1	1														1													
	計	2	2	51	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	149														
長	坂城町	3	1	28	1														12													
	小布施町			29	1														66													
	高山村			1															60													
	信濃町			4															6													
野	飯綱町		2	26															8													
	小川村			1															14													
	計	3	1	2	89	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	23	5	166												
	山ノ内町		1	4	1															39												
北	木島平村		1																	44												
	野沢温泉村	1	1	1																16												
	栄村		1																													
	計	1	4	5	1															99												
信	町村計	27	4	29	456	39														2,071												
	県計	181	22	81	1,406	115	10	6	22	16	1	265	26	178	94	15	88	103	2,939	2,008	2	734	736	87	87	2.7	2.7	0.4	0.4	0.6	0.6	
	市平均	8.1	0.9	2.7	50.0	4.0	0.5	0.2	0.6	0.6	0.1	8.4	0.7	6.1	3.7	0.5	4.2	4.6	117.9	830.6	948.5	2.2	91.1	93.3	37.5	37.5	0.4	0.4	0.6	0.6		
	町村平均	0.5	0.1	0.5	7.9	0.7		0.1	0.2	0.1	0.2	1.8	0.2	1.1	0.4	0.1	0.2	0.3	12.0	22.2	34.2	0.6	3.5	4.1	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
平均	2.4	0.3	1.1	18.3	1.5	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2	3.4	0.3	2.3	1.2	0.2	1.1	1.3	38.2	221.7	259.8	1.0	25.1	26.1	9.5	9.6	1.1	1.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1